

平成25年度第1回城陽市障がい者自立支援協議会・全体会議事録

1. 日時 平成25年(2013年)9月12日(木) 午後2時00分開始

2. 場所 城陽市役所 4階 第2会議室

3. 協議事項 別紙のとおり

4. 出席委員 別紙・城陽市障がい者自立支援協議会委員名簿

5. 欠席委員 坂本委員、澤田委員、山下委員

6. 事務局

小嶋福祉保健部長、角田福祉保健部次長、金森福祉課長

津止障がい福祉係長、桐障がい福祉係主事、谷口運営事務局員、内田専門部会長

岸見専門部会、竹内専門部会長、長山専門部会長、松崎専門部会長

手話通訳者・友岡、西村主任

1. 開 会

2. 委嘱書の交付

3. 福祉保健部次長より挨拶

改めまして、こんにちは。福祉保健部次長の角田でございます。本日は、皆さまには、何かとご多用のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

皆さまにおかれましては、城陽市障がい者自立支援協議会委員への就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき、ありがとうございました。

また、平素は、本市行政、とりわけ、障がい者福祉行政に関しまして、ご理解・ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。

さて、この障がい者自立支援協議会でございますが、平成23年9月に設立いたしましたから、早や2年が経過いたしました。この間、国の法制度の見直しによりまして、「障害者自立支援法」が改められた「障害者総合支援法」、正式には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」でございますが、本年4月に施行され、難病者が福祉サービスを利用できる仕組みや、障がい者の虐待防止に関する、いわゆる「障害者虐待防止法」が新たに制定、施行されるなど、制度の充実・拡充が図られてきております。

こういった状況の中、当協議会では、城陽市の障がい者の実態を把握しながら、課題などについて協議を重ね、市民公開講座や施設見学会、事業所フェア、親子手話教室など、様々な活動を通じて障がい者への理解を広げるための取り組みを行ってきているところでございます。

また、本協議会の設立は、地域のネットワークを広げ、障がい当事者と福祉サービス事業所のみならず、民生委員、学校関係者、商工関係者等、幅広くその絆は深まりつつあります。

本日の会議では、「障がい福祉制度の状況と城陽市の施策について」などについて、ご説明させていただき、ご意見を賜りたいと思っております。よろしくご願ひ致しまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

4. 委員の紹介

各委員から自己紹介

5. 「城陽市障がい者自立支援協議会設置要綱」についての説明（事務局・福祉課長）

資料 No.1 にて説明

6. 障がい者自立支援協議会の会長及び副会長の選出について

・会長については、委員の互選により関川委員に決定

・副会長については、会長の選任により芳川委員に決定

7. 議事

①自立支援協議会全体会の議事録の公開について（事務局・福祉課長より説明）

これまでも障がい者自立支援協議会の議事録については、発言委員名をのぞいて、ホームページに要約した会議録を公開してきた。特定の個人の情報が識別可能な場合や、法人その他団体に関する情報でその正当な利害を害する恐れがある情報を取り扱う場合は非公開としている。

今後も引き続き会議録の公開を考えており、これまで通り、会議録の確認については、会長に一任したい。

委員：異議なし

②障がい福祉制度の状況と城陽市の施策について（事務局より説明 資料 No. 2）

1 ページ目の障害者総合支援法について。障害者自立支援法から名称を変えて、平成25年4月1日から施行された。改正内容としては、障がい者の範囲に難病患者が追加されたこと等である。当市では、現在1名の難病患者が障がい福祉サービスを利用している。また、障がいに係る理解を深めるための研修、啓発事業等が必須となった。今後、啓発事業として3回の市民講座を予定している。来年の4月1日からは障害程度区分が障害支援区分へ変更、重度訪問介護の対象者の変更、ケアホームとグループホームの一元化等が予定されている。

2 ページ目の障害者優先調達法について、今年度から施行された。障がい者施設から物品調達等を優先的に行うもので、調達方針の作成が必要となる。京都府は、平成24年度より発注を10%増やすことを、方針として作成している。市としても取り組まないといけない課題。市の発注実績としては、あんびしゃに対して、ビニール、印刷物等、南山城学園に対して掃除等の役務がある。

3 ページ目の障害者虐待防止法について、平成24年10月1日から施行された。城陽市障がい者虐待防止センターの設置、障がい者虐待に係る市民講座の開催、啓発パンフレットの作成、配布等を行った。平成24年度の虐待通報は4件。1件はDV対応なので、実質は3件だった。

城陽市の障がい者の状況について。平成24年度の各障害者手帳の交付状況は、身体障害者手帳4,292人、療育手帳649人、精神障害者保健福祉手帳344人となっている。傾向としては、人工透析等が増えている。

障がい者計画の進捗状況について。難聴児への補聴器給付事業は今後の課題となった。その他は実施できた。支援ファイルについては、城陽市版の支援ファイル・アイリスノートを作成した。今後普及、活用について考えていきたい。

③城陽市障がい者自立支援協議会について（事務局より説明 資料 No. 3）

今回の障がい者自立支援協議会・全体会は、2年に一度の改選の時期。はじめて委員として来られた方もいるので、障がい者自立支援協議会とはどういったものなのか、簡単に説明する。

障がい者の方々が地域で生活していくなかでは、現在、様々な要望や課題が出ている。たとえば、障がい者から「働きたい」「施設を出て一人暮らしをしたい」「余暇を楽しみたい」「保護者が病気になった」などの要望や課題があがったとき、かかわる関係機関は多岐にわたる。卒業後の仕事のことなら、学校やハローワーク、余暇や暮らしのことなら福祉サービス提供事業所、もちろん市町村や相談支援事業所もかかわる。こういった関係機関はそれぞれで対応に動くが、ネットワークを築き、連携して対応することで、より効果的な対応が期待できる。そうしたネットワークを築き、「障がい者が地域で安心して暮らせる街づくり」を目指して、協議を行う場所が自立支援協議会。

自立支援協議会は、障害者総合支援法にも「設置するように努めること」と規定されており、城陽市においても、設置要綱を制定している。各市町によって、自立支援協議会のかたちは異なっており、それぞれが独自の協議会を設置している。

一般的に、自立支援協議会の機能としては、情報機能、調整機能、教育機能、開発機能等がある。情報機能とは、困難事例や地域の現状・課題等について、関係者が情報共有や情報発信を行うこと。調整機能とは、地域の関係機関によるネットワークを築いたり、困難事例への対応のあり方について協議を行うこと。教育機能とは、協議会に参加し、様々な対応や情報を得ることで、事業所職員の資質向上やスキルアップを目指すこと。開発機能とは、地域の社会資源の開発や改善に係ること。その他の機能として、障がいに係る啓発等がある。

城陽市では、この自立支援協議会を立ち上げるにあたり、相談支援事業所を中心に協議を行った。また、市内事業所に対してアンケート調査を実施し、城陽市の障害福祉が抱える課題を洗い出すこととした。

アンケート結果によると、障害福祉サービス事業所が感じる課題は、「困難事例への対応」「障がい者や保護者の高齢化」「障がい者の就労支援」「ケアホーム等の障がい者の住居問題」「障害児への支援」等。また、各障がいには共通した課題があったが、聴覚障がいに関しては、障害程度区分が出にくい等、障がい特性が強く表れた課題だった。

こうした課題を大きく分けて、それぞれの課題を協議する場を持つために、サービス調整検討部会、地域支援部会、就労部会、聴覚言語障がい支援部会、療育部会の5つの専門部会を立ち上げた。各専門部会の内容は、サービス調整検討部会は、困難事例等の障がい者の事例検討することで、支援のあり方を協議する場。地域支援部会は、障がい者が地域で自立して生活するために、たとえばケアホームの在り方等を検討する場。就労部会は、障がい者を取り巻く就労状況について。例えば、賃金アップや一般企業とのつながり等について検討する場。聴覚言語障がい支援部会は、支援者の高齢化等の課題があり、今後の

コミュニケーション支援のあり方を検討する場。療育部会は、障がい児に対する、支援や課題等を検討する場。

専門部会の立ち上げのあと、平成23年9月16日に全体会を開催。全体会の開催をもって、「城陽市障がい者自立支援協議会」の設置とした。全体会とは、具体的に言うと地域課題等の情報共有、障害福祉計画等の進捗状況の協議、新たな社会資源の開発、改善等の提言について協議する場。全体会は、各関係機関の代表からなり、運営事務局や専門部会からの報告を受けて、障がいのある人が城陽市で暮らしていくために、どんな課題・問題があるのかを、専門部会に参画していない団体や個人も含めて、協議や情報共有する場。

次に、城陽市障がい者自立支援協議会の全体像について。障がい者個人個人の個別ケア会議のなかで出てくる様々なニーズ、課題等を拾い上げ、5つの専門部会に報告。5つの専門部会では、あがってきた内容について構成員により協議。協議した内容については、運営事務局による運営調整会議のなかで、各専門部会長とでさらに協議し、全体会に報告するといった流れになる。こういった流れ全体を総称して、城陽市障がい者自立支援協議会と言う。

最後になるが、障がい者自立支援協議会は様々な人によって構成されている。これまでに関わりがなかった人と人とが結びつき、新しいネットワークが生まれる。そういったネットワークは、障がい者を支える様々な基盤となり、障がい者が暮らしやすい街づくりにつながっていくと考える。もちろんこの全体会も1つのネットワークで、様々な意見が「障がいのある人もない人も、安心して暮らせる街づくり」を目指していく上で、貴重な糧となる。これから2年の任期だが、障がい福祉をより良くするために、様々なご意見を言ってほしい。

④城陽市障がい者自立支援協議会の取り組みについて（事務局より説明 資料 No. 4）

これまでの自立支援協議会全体の取り組みについて報告する。平成24年度の1つ目の取り組みとして、主催がNPO法人で・らいと、共催が自立支援協議会にて市民連続講座を開催。「ひきこもり対策市民講座 ひきこもりの理解と支援について」「自殺対策講座 大切な人を亡くすということ」「ゲートキーパー養成講座 基礎編・実践編 一人ひとりがゲートキーパー」の講座を実施した。2つ目の取り組みは、平成24年10月に施行された障がい者虐待防止法を受けて、障がい者虐待防止についての研修会を実施。3つ目の取り組みは、啓発事業の一環として、城陽市内の障がい者施設見学会を実施した。4ページ目の写真は、上の段2枚がひきこもり対策講座の様子で、下の段がゲートキーパー養成講座の案内を市内の駅で配っている様子。5ページ目の写真は、障がい者施設見学会の様子。この写真は南山城学園の見学風景で、障がい者の日中活動について説明を受けているところ。

運営調整会議は平成24年度には5回実施。今年度は4月に、活動予定や各部会の進行について協議、7月には全体会の報告内容や各部会の進捗状況などについて協議した。

次に各部会の平成24年度の取り組み報告と、平成25年度の活動について。

まずサービス調整検討部会。部会長は障がい者生活支援センターは一もにいの内田氏、構成機関はあっぷ等の11事業所。

平成24年度は介護保険制度と障害福祉サービスを併用している高齢の障がい者への支援、サービス等利用計画を立てる必要のあるケース、身体障がいおよび高次脳機能障がいの方への支援について、各事例検討を3回実施。

今年度は5月に部会の進め方について、7月に居宅事業所ちゃれんじが抱える事例の検討ということで2回実施している。

次に地域支援部会。部会長が障害者生活支援センタープラムの岸見氏。構成機関が、あっぷ・あんびしゃ・青谷学園・城陽作業所・チェリー工房の5事業所。

平成24年度は雇用における労働者・使用者双方の立場の法律などの勉強会、民生児童委員の活動と役割、グループホーム設置に係る課題の検討として3回実施。

今年度はグループホーム設置に向けての意見交換や、グループホーム等の緊急時の対応などについて、理想とする安心コールセンターについての意見交換を実施。

次に療育部会。部会長は障害児者地域療育支援センターういるの松崎氏。構成機関は、あっぷ・ちゃれんじ・社会福祉協議会・汽車ぼっぽ・みんななかま・ふたば園・そらいろ・きりん。障がい児に対して関わりが多い事業所が中心で、8事業所。

平成24年度は自閉症の障がい者が持つ食行動のこだわりについて事例検討。また、児童発達支援事業所ふたば園と障害福祉事業所との連携について検討した。そのふたば園の見学会と合わせて3回実施した。

今年度については5月に支援ファイルの活用と就学移行支援について。7月には、成人している障がい者で、ふたば園を卒業後、様々な関係機関により支援を受けてきた事例について、ケースの振り返りを行い協議した。

次に就労部会。部会長はものづくりスペースみんななかまの竹内氏。構成機関はあっぷ・あんびしゃ・野の花・城陽作業所・宇治支援校の5機関。最近では、山城北圏域の自立支援協議会・就労部会長や市内一般企業の方もオブザーバーとして参加している。

平成24年度は福祉情勢や就労に関わる情報共有、就労保障と工賃アップについて5回実施した。就労部会の活動として、福祉事業所フェアの開催にあたって、障がい者の就労・進路保障を目的に先進的に事業を行っている丹波支援学校へ視察。それを受けて、福祉事業所フェアを昨年の12月に実施。また、平成21年から23年までの市内事業所の工賃を調査し、前回の全体会で報告した。

16ページ目の写真は、これが昨年の事業所フェアの様子。今年度は5月に就労部会と就労促進授産ネットワークの役割について、6月に福祉情勢や就労に関わる情報共有、7月に市内一般企業と障害福祉事業所の交流や、今年度実施する予定の福祉事業所フェアについて会議を行っている。

18ページは、これが9月に実施した事業所フェアのチラシ。

次に聴覚言語障害支援部会。部会長は障害者生活支援センターは一もにいの聴覚言語担当の長山氏。構成機関は、ろうあ協会・難聴者協会・手話通訳者の会・要約筆記奉仕委員会・要約筆記サークルダンボ・手話サークルめだか、てまりの6関係機関。

平成24年度は、「あそびのひろば」や親子手話教室についての会議。また、聴覚障がい者が、災害にあった場合に役立つものとして、防災マニュアルを作成。会議としては8回開催。

今年度は作成した防災マニュアルの配布方法や、昨年度に引き続き実施する親子手話教室について会議を実施している。

21ページ目は昨年度の親子手話教室の様子の写真。去年は8組、今年は9組の参加。22ページ目は防災マニュアルの内容の一部。配布方法と配布先等については、今年度検討していく。

最後に今年度の協議会全体の取り組みについて。6月に市民講座「高齢者・障がい者の消費者トラブル。被害にあわないために」を実施。25ページはその時の様子の写真。参加者は約50名で、障がい当事者や民生委員が参加。質問も活発に飛び交い、活気ある講演会となった。来月10月には「障がい者の防災ワークショップ(仮)」と題して、災害救援活動などを行っている、NPO法人愛知ネットを講師に、障がい当事者や支援者の方を対象にワークショップを予定している。このワークショップについては、障がい当事者も実行委員として参加しており、開催についての会議を2回実施した。

今年度のその他の活動としては、11月29日に障がい者施設見学会を予定。また、12月頃には障がい者差別についての講演会、平成26年1月には成年後見制度の勉強会の実施を予定している。また、時期は未定だが、部会に参加している構成機関に対して、障がい者自立支援協議会についての勉強会の実施を予定している。

また、先ほど議事録の公開について説明があったホームページについて。城陽市の自立支援協議会は独自でホームページを立ち上げており、各活動の内容も載せている。インターネットで、城陽市スペース自立支援協議会と検索で出てくる。

8. 質疑・応答

委員：障害者自立支援法の名称が変わったが、城陽市障がい者自立支援協議会の名称は変えないのか？

事務局：名称の変更は可能。今後協議する。

委員：支援ファイルについて、自分の子どもが小さい頃はなかったので、羨ましい。親の高齢化が事業所でも問題になっているので、そういったときに活用できるファイルの作成も考えてほしい。

委員：報告にある障がい者虐待に関する事で、できる範囲で詳しく聞かせてほしい。

事務局：1件は精神障がいの方から通報。親から「働け」等の発言があり、障がい理解がないので虐待ではないかという訴え。本人と話し合いをしたが、虐待ではないという結論になった。もう1件は、本人ではなく、周りからの通報。自宅訪問を行って話し合いをし、本人も虐待ではないと言っているので、虐待事実はないと判断した。

委員：精神障がい者は、被害妄想の場合もある。しっかりと全体像を掴んで、慎重に対応してほしい。

家族の高齢化等、障がい者の将来を考えるテーマを、部会のなかで考えてもらえればありがたい。

会長：事務局として、全体会で特に検討してほしい課題等があるか。

事務局：障がい者差別について、地域のなかでは障がい理解がまだまだなところもある。どういった取り組みをすれば、市民に理解を広げていけるか、案があれば出してほしい。

委員：市民講座にあるゲートキーパーの説明がほしい。

部会長：ゲートキーパーとは、簡単に言えば、自殺を考えている人等のサインに気づき、引きとめる役割をする人のこと。ゲートキーパーを養成するために、市民講座を行った。

会長：障害者優先調達法により、工賃アップは目指しやすくなるのか。

事務局：市内事業所では、どういった製品があり、どういった仕事を受けられるのか、取りまとめの必要を感じる。障害者優先調達法をどう活用するか、今後は検討が必要。

部会長：昨年市内の工賃報告をしたところだが、かなり工賃は低い。障害者優先調達法により仕事の発注が増えても、1つの事業所では対応できないかもしれない。各事業所が連携してできるものもあると思うので、ネットワークの強化等についても検討が必要。障害者優先調達法により、どれだけ工賃に反映されるか今後の課題だと思う。

会 長：障害者優先調達法については、事業所間や市と話し合うのもいいが、部会のなかで一定協議を図り、全体会に報告することで、違った意見を取り入れることもできる。考えてほしい。

委 員：城陽市内で最低工賃を定めて、就労部会でそれに向かって取り組みを行うようなことはできないのか？あまりに工賃が低いと思う。

委 員：先日あった講演会で聞いたが、農業をしている事業所がある。高齢者と一緒になって障がい者が農業をして、市役所内で販売をする等、もっと広く収入を得る方法を考えたらどうか。

事務局：農業に前向きに取り組んでいる事業所は、市内にもある。庁舎内や、ふれあい祭り等でも販売している。

重度の障がい者が多い事業所等、1つ1つの事業所は持っている力が違う。どんなことができるのかを把握し、障害者優先調達法をどう活用するか等、十分に検討する必要がある。

委 員：多くの障がい者やその家族は、工賃がなぜその金額なのか、どういった計算方法かを知らない。開示できないこともあると思うが、事業所から家族に説明する機会を設けたらどうか。

委 員：京都府聴覚障害者情報提供施設が市内にできると聞いた。言える範囲でいいが、どういったものか説明してほしい。

委 員：聴覚障害者情報提供施設とは、視覚障がい者で言うところの、ライトハウスをイメージしてもらったらいい。民立民営の施設。京都聴覚言語障害者福祉協会が建設する。城陽駅近くで、生協の隣に立つ。平成26年度に建設、平成27年度に事業開始の予定。

施設の機能としては、京都府全体を対象としているが、聴覚障がい写だけではなく、市民が行き交うオープンな施設にしていきたい。市内にある「あんだんて」とは連携ができればいいと思っている。

また、京都視覚障害者協会の南部拠点として、聴覚障害者情報提供施設の一画に入ってもらうことも考えている。全国にないユニークなかたちになるのではと思っている。

8. 閉 会

※次回の障がい者自立支援協議会・全体会は、平成26年2月開催予定。